

本宮市子ども読書活動推進計画

～いつでも、どこでも、だれでも、

「本と友だちになれる街」

読書の街もとみやをめざして～



本宮市教育委員会

目 次

第1章	子どもの読書活動に関する基本的な考え方	1
1.	子どもの読書活動について	1
2.	計画策定の背景	1
3.	計画の位置づけ	2
4.	計画の期間	2
5.	計画の基本理念・基本方針	2
第2章	本宮市の子どもの読書活動の現状と課題	4
1.	本宮市の子どもの読書活動の現状と課題について	5
2.	公共図書館・公民館図書室の子どもの読書活動の現状と課題について	6
3.	学校図書館の現状と課題について	7
第3章	子どもの読書活動推進のための方策（包括的な方策）	8
1.	発達段階にそった読書活動の支援計画づくり	8
2.	子どもに関わる組織・団体・関係機関との協力・連携体制づくり	8
3.	読書環境の整備	8
4.	子どもへの十分な図書などの提供方法の確立	8
5.	資源共有化による市内全域への平等なサービス計画づくり	9
6.	児童図書専門職員の配置・養成・派遣体制の確立	9
7.	子どもに関わる大人の意識改革	9
第4章	計画実施のための具体的方策（事業計画）	10
1.	乳幼児・保護者のための親子読書習慣基礎作り事業『やさしい心の種まき事業』（仮称）の実施	10
2.	公共図書館・公民館図書室を中心とした子どもの読書活動推進組織の確立と子どもの本に関するサービス提供事業の実施	10
3.	幼稚園・保育所・児童館や子どものための施設における読書環境の整備・充実のための事業の実施	10
4.	学校における読書環境の整備・充実のための事業の実施	10
5.	子どもの読書推進のために安定した十分な図書購入費の確保	11
6.	学校図書館と公共図書館の図書システムのネットワーク化事業の実施	11
7.	司書資格職員の活用、図書館職員の資質の向上のための研修実施、子どもの読書活動に関わるボランティア等の人材育成・研修の実施	12
8.	家庭での読書啓発運動の実施	12
9.	「読書の街もとみや」の広報活動の推進	12
10.	P T A向けの子どもの読書フォーラムの開催	12
11.	各種生涯学習事業等における子どもの読書活動に関する啓発活動の実施	12
12.	読書活動の活性に資する事業の企画開催	13
第5章	計画推進のために	13

第1章 子どもの読書活動に関する基本的な考え方

1. 子どもの読書活動について

子どもの読書活動については、平成13年に制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）第2条には、「『子どもの読書活動』は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」と規定されています。

人間は社会的な動物であり、社会に適応していくためには、コミュニケーションの手段としての言葉を獲得していく必要があります。言葉は、身近な大人から語りかけられる言葉を耳で聞くことから始まり、その言葉を模倣し、獲得していきます。言葉を操ることによって、コミュニケーションを図り、言葉によって思考力も育ちます。「子どもの読書」は子ども達が人間関係の基礎を作るために必要な言葉の力を育むためにとても大切なものです。

この計画においての「子どもの読書活動」の対象は、一人読みのできる自主的な「読書」だけでなく、子どもが言葉に親しむことのできるさまざまな活動（読み聞かせ、紙芝居、わらべうた、語りなど）や子ども自身が読書や図書に親しむ活動（読書会、手作り絵本作り、読書感想文（画）の作成など）も含めた包括的な活動とします。

そしてこれらの活動は、子どもの読書の基盤を作るうえでの大切な要素であることをかんがみて、子どもを取り巻く様々な環境において総合的に推進することを目的とします。

また、「子どもの読書」はまず喜びや楽しみとしての読書活動であることが最も大切なことです。それは、喜びや楽しみが子どもの自主的な読書活動を促していくからです。子どもが自主的な読書活動で得る喜びや楽しみは子どもの内面的な成長を助け、人間形成に大きな影響をあたえます。こうした自主的な子どもの読書を推進することは、次世代を担う心豊かで創造性あふれる人材を育成する上で、最も重要なものであります。

そのため市として、子ども達が自ら読書を楽しむ機会を提供するとともにそのための様々な設備、施設、環境の整備・充実を図ることを目的としてこの計画を策定します。

2. 計画策定の背景

近年、社会全体で子どもの読書や学習をめぐる問題が取りざたされており、子どもの読書を推進するための様々な法律や政府の計画が示されています。

国においては、平成12年の「子ども読書年」平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し、平成14年に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され基本的な方向性が示されました。

県においても、平成16年3月に「福島県子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動の推進を県民運動として展開するために、その基本となる方針と具体的な方策を明らかにしています。

また、旧本宮町においても、平成17年4月に「本宮町子ども読書活動推進計画」を策定して、「1. 子どもが読書に親しむ機会の充実」「2. 家庭、地域、学校等を通じた社会全体での取組の推進」「3. 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及」を基本方針として、読書活動推進を図ってきました。

その後、平成19年1月の合併により本宮市が誕生し、平成19年10月より公共図書館・公民館図書室の図書システム統合がなされ、利用者へのサービスの利便性が向上しました。このような背景のもと、今後地域の子どもの読書活動をより一層活性化させるため、本計画を策定します。

3. 計画の位置づけ

当市の新市基本計画である「新しいまちづくり計画 水と緑と心が結びあう未来に輝くまちづくり」の中の基本目標の第一に『「人」＝豊かな心と創造性あふれる人材育成のまちづくり』が掲げられています。そのための施策として、「生涯学習体制の充実と施設の整備充実」があり、「図書館(室)の機能充実に向けて、蔵書の充実を図るとともに、図書館の情報化やネットワーク化を進め、住民の利便性とサービスの向上に努めます」とし、公共図書館・公民館図書室のシステムを中心とした住民への図書館サービスを展開することを明示し、図書事業を重点事業の一つとして位置づけています。本計画はこの市の基本目標・施策を達成するための重要な計画として位置づけをし、計画の実施にむけての組織体制づくり・環境づくりを行っていきます。

なお、本計画は「本宮市総合計画」(平成20年12月策定予定)の中に位置づけして、整合性を図りながら計画・実施してまいります。

4. 計画の期間

本計画実施期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間とします。

5. 計画の基本理念・基本方針

本計画は、「子どもの読書活動は、言葉の発達を促し、思考力・感性を高め、想像力・表現力を豊かにして成長するために必要な『生きる力』を身に付けるために欠くことのできないものである」という理念を基盤として策定します。

そのために、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的な読書活動を行うことができるよう実効性のある具体的な計画推進を目指し、以下のとおり基本方針を定めます。

(1) 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

子どもが自主的に読書に親しむようになるためには、乳幼児期からことばや絵本に親しむ環境や機会の提供が必要です。また、子どもの発達段階（乳児期、幼児期、少年期、思春期、青年期）に合わせた読書に親しむ機会をいつでも、どこでもすべての子どもとその保護者に提供できるよう努めます。また、そうした機会をより充実したものとなるよう、内容の精査・検討を適宜行うよう努めます。

(2) 子どもが読書に親しむ読書環境の整備・充実

(1) のような読書に親しむ機会を提供するためには、乳幼児期からの子どもとその保護者を取りまく読書環境を整備することが重要です。子どもが自主的に読書に親しめるようにするためには、子どもの知的好奇心に十分に対応できる豊富で新鮮な図書等の整備・充実や親子でともに読書を楽しむことのできる場の整備・充実に努めます。

(3) 家庭・地域・学校等を通じた社会全体での取組の推進

子どもの読書活動を推進するためには、家庭・地域・学校等の教育機関などを通じた社会全体での取り組みが必要となります。そのため必要なそれぞれの機関の人・情報・資料（図書など）のネットワーク化に努めます。

また、このほかにも民間団体・ボランティア・個人等子どもの読書を取り巻く大人たちと協力・連携して、それぞれの分野で子どもの読書推進のための活動を行っていく支援をするよう努めます。

(4) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもの読書活動を推進するためには、周りの大人の子どもの読書活動についての理解や協力が不可欠です。子どもの読書活動の意義や重要性について広く社会的な理解と認知が得られるよう、様々な機会を通じての情報提供、広報・啓発の充実に努めます。

第2章 本宮市の子どもの読書活動の現状と課題

1. 本宮市の子どもの読書活動の現状と課題について

本宮市の子どもの読書の現状としては、市内の小中学生に対して行った「読書に関する調査」（平成19年11月実施）によると、1か月の読書冊数は、小学生が平均7.9冊、中学生が平均2.4冊となっています。これは、全国学校図書館協議会と毎日新聞社が共同で実施した『第53回読書調査』（2007年）の全国平均が小学生9.4冊、中学生3.4冊と比較すると、小学生で1.5冊、中学生は1.0冊下回っています。（表1参照）しかし、全国平均を上回る学校もあり、今後全市をあげて読書推進を行うことによってより活性化できる可能性がおおいにあります。また、学年があがるにつれて読書冊数は減る傾向にありますが、今後は小学生高学年からの子どもの読書についてより活性化を図るための施策・助言・アドバイス等が必要と考えられます。

また、1か月の間全く本を読まなかった「不読者」の割合は、小学生2.8%、中学生14.2%で全国平均の不読者割合の小学生4.5%、中学生14.6%を下回っています。（表2参照）この不読者の本を読まない理由については、「雑誌やマンガの方が好き」という回答が小学生が48.2%、中学生が34.7%と最も多いものでした。（表3参照）不読者は小中学生とも全国平均よりは低い値でしたが、小学生ではほとんど見られない不読者が、中学生になると急激に増加する傾向があります。中学生の読書についてより興味・関心を持てる読書推進のあり方が検討される必要があります。

読書をする生徒児童が読書したきっかけとしては、小学生が「学校の図書館で見つけた」が最も多く53.7%で、中学生は「本屋で見つけた」が52.0%でした。（表4参照）読んだ本をどこで見つけたか、その入手方法については、小学生は「学校の図書館を利用した」が最も多く63.6%、中学生は「自分で買った」が最も多く58.6%でした。（表5参照）読書のきっかけ・入手方法は、小学生では「学校の図書館で見つけた」「学校の図書館を利用した」という回答が最も多く、小学生にとって本に親しむために最も身近な施設が学校図書館であることが明らかになりました。また、中学生においては、「本屋で見つけた」「自分で買った」という回答が最も多く、学校図書館はそれに次ぐ形となりました。子どもの読書活動の活性化のためには、子どもたちが身近に本に親しめる学校図書館を中心とした環境の充実を図ることがより重要であり、今後の課題であります。

本宮市の子ども(小学生・中学生)への「読書に関する調査」について

平成19年11月実施

(表1) 本市の小・中学校の児童生徒の「1か月当たりの読書冊数」

(単位:冊)

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	全国平均
小学校	平均冊数	12.1	11.3	7.2	7.2	4.7	4.6	7.9	9.4
	最多分布 範囲	8冊以上 54.9%	8冊以上 71.5%	8冊以上 42.0%	8冊以上 34.5%	3冊 21.2%	8冊以上 20.4%	8冊以上 38.4%	
中学校	平均冊数	3.2	2.2	1.8				2.4	3.4
	最多分布 範囲	2冊 23.6%	1 38.9%	1冊 30.6%				1冊 30.2%	

(全国平均冊数は、全国学校図書館協議会と毎日新聞社共同での『第53回読書調査』2007年の数値を引用)

(表2) 「1か月(平成19年11月)に全く本を読まなかった児童生徒の割合」

	本市	全国平均
小学生	2.8%	4.5%
中学生	14.2%	14.6%

(不読者数は、全国学校図書館協議会と毎日新聞社共同での『第53回読書調査』2007年の数値を引用)

(表3) 1か月に全く本を読まない理由(上位3位まで)

小学生	1. 雑誌やマンガのほうが好き	48.2%
	2. ゲームの方が楽しい	12.5%
	3. 遊ぶほうが楽しい	5.4%
	3. どんな本を読んでいいかわからない	5.4%
中学生	1. 雑誌やマンガのほうが好き	34.7%
	2. 勉強・塾・宿題などで忙しい	23.6%
	3. ゲームの方が楽しい	8.3%

(表4) 読書したきっかけ(上位3位まで)

小学生	1. 学校の図書館で見つけた	53.7%
	2. 本屋で見つけた	11.5%
	3. 公共の図書館で見つけた	7.9%
中学生	1. 本屋で見つけた	52.0%
	2. 友だちに紹介された	13.8%
	3. 学校の図書館で見つけた	9.9%

(表5) 読んだ本の入手方法(上位3位まで)

小学生	1. 学校の図書館を利用した	63.6%
	2. 自分で買った	17.5%
	3. 公共の図書館を利用した	9.7%
中学校	1. 自分で買った	58.6%
	2. 学校の図書館を利用した	15.9%
	3. 友だちから借りた	14.5%

(資料:本宮市教育委員会)

2. 公共図書館・公民館図書室の子どもの読書活動の現状と課題について

公共図書館・公民館図書室での子どもの利用数について平成18年度は、総数12,202人で6歳から11歳の利用が最も多く5,837人でした。(表6参照) 子どもへの貸出数は総数29,176で6歳から11歳までの貸出数が最も多く、13,530でした。(表6参照) 年齢別にはなく、大人が子どものために絵本・児童書を利用することもあるため、平成18年度の児童書・絵本・紙芝居の貸出数については児童書の貸出数は19,522、絵本の貸出数は19,707、紙芝居の貸出し数は1,116であり、総貸出数81,087の約49.8%を占めている状況です。

(表7参照) さきの「読書に関する調査」においては、公共図書館・図書室を利用した子どもの割合は、小学生で9.7%、中学生では5.8%とまだまだ低い状況にあります。

子どもの読書への入り口、また保護者への読み聞かせの啓発のため、図書館・図書室においては、毎月定期的におはなし会を開催しています。平成18年度は、図書館・図書室では合計35回のおはなし会を開催し、参加者総数1,666人の子どもとその保護者らが参加しました。

今後の課題は、合併してますます広域化した市内の子ども達に対して公共図書館・図書室の子どもの利用をどのようにして推進するかが課題になります。そのため、子どもが集まる場所・団体へ積極的に本を貸出し、身近に本を手にとれる環境をつくることに今後積極的に取り組んでいきます。

図書館・図書室から平成18年度の子どもの読書支援のために団体貸出しや移動図書館車による貸出冊数については、表8のとおりです。

また図書館・図書室の利用を促進する事業の展開し、絵本・児童書を中心とした子どものための図書館資料を充実させる必要があります。

さらにこれらの施設へは多くの場合、車などの交通手段がなければ子どもは一人では来館できません。子どもに対してだけでなく、保護者をはじめとした子どもを取り巻く大人に図書館・図書室が子どもの読書活動を推進するうえで重要な施設であると理解し、積極的に利用してもらう環境づくり、広報・啓発活動が必要となります。

(表6) 「子どもの図書館・図書室の利用人数・貸出冊数」(平成18年度・合計数)

	6歳未満	6～11歳	12～14歳	15～17歳	18～19歳	合計
利用人数	3,514	5,837	1,935	580	336	12,202
貸出冊数	9,729	13,530	3,802	1,410	705	29,176
1人あたりの貸出冊数	2.8	2.3	2.0	2.4	2.1	2.4

(表7)「図書館・図書室の子どもの本(児童書・絵本・紙芝居)の貸出冊数」

児童書 (貸出冊数)	絵本 (貸出冊数)	紙芝居 (貸出冊数)	合計
19,522	19,707	1,116	40,345

(表8)「図書館・図書室から子どもの読書支援のために貸出した団体への貸出冊数」
(平成18年度・合計数)

保育所	幼稚園	小学校	中学校	育児クラブ 学童保育等	合計
3,075	2,161	8,882	867	1,922	16,907

3. 学校図書館の現状と課題について

本宮市教育委員会(図書館)では、またこの計画を策定するに先立ち、平成19年10月に市内の小学校・中学校へ学校図書館についてのアンケート調査、職員による小学校・中学校の学校図書館訪問を実施しました。

その結果、学校図書館を運営する上で主に以下のことが問題となっています。

①司書教諭が学校図書館を担当しているが兼務であるため、学校図書館を運営するために時間が確保できないといった時間・人的問題。

②運営する上で図書館の専門的な知識・技術・方法について相談するところがないという相談窓口の問題。

③本が古くて子どもが手に取らない、図書館がないなどの資料・施設が十分でないなどの問題。

学校での読書を活性化するために必要なものとしては、以下のことが主なものとしてあげられています。

①学校司書やボランティアなどの人的配置

②図書購入費の増額

③学校図書館施設の充実

公共図書館から学校図書館への支援として以下のような希望が寄せられています。

①学校への本の貸出し

②本の紹介・本の読み聞かせ

③選書や図書整理・学校図書館の環境づくりへのアドバイス

学校図書館を活性化するためには、図書購入費・設備費などの経費的な要素と運営をするうえでの人的な要素の両方の問題を解決していく必要があることが明らかになりました。

第3章 子どもの読書活動推進のための方策（包括的な方策）

以上のような基本方針および本宮市の現状を踏まえて以下のような読書推進のための方策を立て、計画・実施に努めることにします。

1. 発達段階にそった読書活動の支援計画づくり

子どもの読書を考える上で、発達段階を考慮に入れる必要があります。子どもの成長や発達段階に合わせた読書活動支援のための計画をたて、それぞれの発達段階において本に親しむことのできる支援を行うことにします。

2. 子どもに関わる組織・団体・関係機関との協力・連携体制づくり

子どもや読書に関わる組織・団体・関係機関（保育所・幼稚園・学校・文庫・児童館・子ども館・ボランティアなど）と公共図書館・公民館図書室が互いに情報交換や連携できる体制をつくり、これらの関係機関と協力して1の支援計画に基づいた子どもの読書活動を推進することができるようにします。

また、福島県立図書館をはじめとする県内外の図書館等の子どもの読書活動に関する施設と連携・協力し、情報収集・提供などに努めます。

3. 読書環境の整備

子どもの読書は、家庭・学校・地域とさまざまなところで行われます。また、子どもの読書活動と一口に言っても、読書をする以前の乳幼児期の「ことばの習得」のための読み聞かせやお話（ストーリーテリング）を聞く「読書のための準備・下地づくり」の段階から、次第に一人で読書活動を行うようになるまでもさまざまな段階があります。子どもの読書の推進の方法には様々な形があり、その提供の仕方も子どもの成長に合わせていかななくてはなりません。「子どもの読書活動は、子どもにとって『生きる力』を育む大切なものである」という共通認識のもとに、すべての子どもがあらゆる場所で、自主的に読書活動が取り組めるよう、ハード面、ソフト面の両方で環境を整備していきます。

4. 子どもへの十分な図書などの提供方法の確立

子どもの読書活動を活性化させるには、その対象である本などの資料の充実が不可欠です。子どもたちへ平等に本を提供することのできる場所は、主に学校図書館や公共図書館などです。図書館は子どもが学校や地域でそれぞれの興味・関心を引き出すことのできる魅力的で新鮮な本などを準備して提供することが必要です。また、公共図書館や公民館図書室は社会的・文化的な不平等や格

差を解消し、平等な学習機会を提供する生涯学習の中核的施設でもあります。この機能をさらに高めるために、図書館の本などの資料をより充実させていきます。

5. 資源共有化による市内全域への平等なサービス計画づくり

良質の本を子どもたちへ与えるためには、公共の本を地域的格差などがないように配慮しながら提供する必要があります。そのためには、子ども達のための機関・場所などへ団体貸出しを行ったり、移動図書館車を運行したり、子ども文庫や地域文庫、病院などへ貸出しを行うなどきめ細かい提供を行うことが必要です。そのためには、「いつでも、どこでも」子どもが本に親しめる貸出し計画を作成し、それに基づいて実施していきます。

6. 児童図書専門職員の配置・養成・派遣体制の確立

図書館の職員については、職務内容からもその専門性が問われることが多いが、とくに児童図書に関してはその職務内容が「子どもと本を結びつける」という重要な任務を果たすため特に専門性が要求されます。子どもの本そのものに深い知識と理解が不可欠である上に、相手の子どもの心理や趣向、発達段階なども考慮しながら提供を行うことから、経験やその資質が必要とされます。子どもの読書を推進する上で、各機関との調整や、本の紹介、読み聞かせやおはなしのアドバイス、本の選書など児童図書館員の活躍する場は今後広がっていくものと推測されます。

子どもの読書を推進する活動を支援する中核的な人材を配置・養成し、市内のさまざまな子どもの読書活動の場へ出向いて情報交換やアドバイス、広報活動などを行うことが、地域などで子どもの読書活動の活性化を図る上で効果的であります。

7. 子どもに関わる大人の意識改革

子どもの読書活動を活性化させるためには、子どもたちだけに働きかけるだけではなく、周囲の大人の理解と協力が不可欠です。とくに家庭において、保護者が子どもの読書にどのように関わっているかが、子どもの読書活動に大きく影響を与えているといわれています。また、家庭での絵本の読み聞かせなどの本と親しむ環境が、親子の信頼関係をより強め、子どもが読書を楽しむ基礎をつくっていきます。子どもの読書が、言語能力の形成や語彙を豊かにするだけでなく、子どもの心の発達や自我の形成に深く関わることについて、保護者をはじめとした子どもをとりまく大人に理解してもらうことが大切です。

そのための広報・啓発活動や読書フォーラムなどを開催して、子どもの読書についての理解と協力を得ることのできる活動を行います。

第4章 計画実施のための具体的方策（事業計画）

1. 乳幼児・保護者のための親子読書習慣基礎作り事業『やさしい心の種まき事業』（仮称）の実施

保健福祉課と連携・協力しながら、乳幼児検診におけるブックスタートの実施をはじめ、さまざまな検診の機会を通じて、乳幼児とその保護者へ家庭での絵本のよみかかせの推進を図ったり、絵本や読み聞かせについての相談を受け、アドバイスを行います。

また、子育て中の保護者や絵本や読み聞かせに興味関心のある市民を対象とした「親子絵本講座」を開催し、子育てと絵本や読書に関する知識の普及に努めます。

2. 公共図書館・公民館図書室を中心とした子どもの読書活動推進組織の確立と子どもの本に関するサービス提供事業の実施

公共図書館・公民館図書室を「子どもの読書推進のための中核的な施設」として位置づけ、子どもの読書活動を活性化するために絵本や児童書の貸出し、推薦本の展示、推薦本のリストの作成・配布、定期的なおはなし会の開催、子どもの読書相談の受付・アドバイスなど子どもの読書についてさまざまな事業・企画を展開します。

3. 幼稚園・保育所・児童館など子どものための施設における読書環境の整備・充実のための事業の実施

子どもたちがいつでも、本やおはなしにふれる機会をつくるため、図書館からこれらの子どものための施設へ団体貸出しを行ったり、移動図書館車を運行したり、出張おはなし会の開催、ボランティアの紹介をします。

また、幼稚園教諭、保育士や保護者向けの新刊案内、読書案内などを作成・配布し、子どもの本や子どもの読書への理解を深めるような広報活動を行います。

4. 学校における読書環境の整備・充実のための事業の実施

子どもが最も読書活動に親しむことのできる場所が学校です。小学校時代は、文字を覚え、一人読みができるようになる大切な時期です。この時期に、読書の楽しさや読書で得る喜びを体験することにより、生涯にわたる読書活動の基礎がつけられます。この大切な時期に、最も大切なのは子どもに関わる大人の存在です。学校図書館に読書指導のできる学校司書を配置し、子どもの発達段階に合わせた本の提供をできる体制をつくる必要があります。また、小学校時代は子ども達が最も多く本を読む多読期でもあり、学年が進むにつれて調べ学習などで多くの本が必要になる時期でもあります。多くの上質な魅力的な本と出合わせるためにも学校図書館の図書予算の充実を図った

り、公共図書館から学校へ団体貸出しを行ったり、移動図書館車を運行し子どもの読書のための十分な本の提供に努めます。また、出張おはなし会やブックトーク（本の紹介）など子どもの読書の幅を広げる活動を児童・生徒を対象に行います。その他、児童・生徒を対象とした新刊本の紹介、読書案内、推薦図書リストの作成・配布などを行い、本や読書活動により関心をもってもらえる活動を行います。

また、PTA活動や図書委員会活動、読書ボランティア活動などで子どもの読書活動をより活性化するための呼びかけや企画・事業について、積極的に支援や援助のできる体制をつくります。

5. 子どもの読書推進のために安定した十分な図書購入費の確保

子どもの読書活動を支えるもっとも重要な要素は、発達段階や子どもの趣向に合わせて、より多くの本を提供する環境を整えることです。公共図書館・公民館図書室は、市民に平等に本を提供することのできる唯一の公的機関です。また、学校図書館は児童・生徒にとって最も身近な本とふれあえる場となっています。子どもの読書活動活性化のためにこれらの機関の図書購入費を安定的に確保し、子ども達の興味・関心に沿った十分な本を提供できるよう、予算の確保に努めます。

なお、子どもの読書活動のために新しく整備する絵本・児童図書の目標冊数を、計画を推進する5年間で5,000冊とします。

また、購入以外の子どもの図書の提供方法については、福島県立図書館などとの相互協力によって子どもの読書活動に必要な図書の借受けなどを行い、必要な図書を子ども達へ手渡すことのできるように努めます。

6. 学校図書館と公共図書館の図書システムのネットワーク化事業の実施

平成19年10月に公共図書館と公民館図書室のネットワーク化がなされ、相互の利用が可能になりました。これにより、利用者は1枚の利用者カードで両館の本などを利用でき、最寄の返却窓口に返すことができるようになり、大変便利な環境になりました。このシステムを学校図書館ともネットワーク化し、学校から公共図書館・公民館図書室の蔵書を検索したり、貸出・返却ができるシステムづくりを行うことによって、公共図書館・公民館図書室・学校同士の本の共有化を図ることができ、より有効に本を活用することができると予想されます。また、ネットワーク化を図ることにより、物的側面だけでなく、人的ネットワークができたり、読書に関する情報を共有することができるなどのよりよい効果が見込まれます。今後は、公共図書館と学校図書館のネットワークを構築し、子ども達に多くの本を提供できる体制をつくります。

7. 司書資格職員の活用、図書館職員の資質向上のための研修実施、子どもの読書活動に関わるボランティア等の人材育成・研修の実施

子どもの読書活動を推進するためには、「本と子どもを結びつける」仲介者の存在が必要です。公共図書館や図書室にはいつでも気軽に子どもの本について尋ねることのできる専門的な知識をもった職員を配置し、本や読書のことについて相談できる体制を整えます。また、その職員の資質の向上のため定期的に研修へ派遣するなどして、常に新しい情報と知識で利用者に対応できるようにします。

また、子どもの読書活動を市民レベルで支えてくれるボランティアの存在も大変重要です。自主性を重んじながら、それぞれの活動分野でより子ども達の読書活動に資することが出来るように、環境を整えるよう努めます。また、ボランティア活動を希望する新しい人材の発掘や育成・養成もおこなっていき、市民全体で子どもの読書活動を推進する体制をつくります。

8. 家庭での読書啓発運動の実施

家庭での読書活動が読書の基盤をつくるとの考えから、家庭での読書活動の大切さを啓蒙するため、家庭での「親子で15分読書タイム運動」(仮称)を計画・実施します。これは、家庭での読書を推進するだけでなく、読書活動を通じて親子のコミュニケーションを図ることを目的として実施します。さまざまな機会を通じて運動の趣旨を広報し、啓発活動に努めます。

9. 「読書の街もとみや」の広報活動の推進

子どもの読書活動を推進する市としてのイメージを市内・市外に周知するため、「読書の街もとみや」としてのキャッチフレーズやキャラクターを募集し、本市の子ども読書活動について広報に積極的に活用してアピールします。

10. PTA向けの子どもの読書フォーラムの開催

子どもの読書活動は、保護者の理解と協力がなければ難しいことから、保護者を対象とした読書フォーラムを開催し、子どもの読書についての正しい理解が得られるように専門講師を招へいし、子どもの読書について考える機会を提供します。

11. 各種生涯学習事業等における子どもの読書活動に関する啓発活動の実施

家庭教育学級や放課後子どもプラン事業など、生涯学習事業や青少年の健全育成事業などと連携・協力しながら、あらゆる機会を利用して、子どもの読書活動の啓発に努め、理解を図ることが出来るような体制をつくります。

12. 読書活動の活性化に資する事業の企画開催

子どもの読書活動をより活性化させるため、子どもが読書や本そのものの楽しさを伝える事業として読書感想文（画）コンクールおよび作品展などの企画・開催、また本そのものに関心を持ってもらう事業として手作り絵本教室などを開催して、読書活動への興味を喚起するような事業を行います。

第5章 計画推進のために

本計画の推進に向けては、家庭・地域・学校・関係行政機関・民間の団体、ボランティアなどの子どもの読書活動に関わるすべての団体・個人がその必要性を十分に認識し、共通理解のもとに連携を強化して取り組む必要があります。

本市においては、計画の進捗状況や評価・確認、計画の推進に関して「本宮市教育委員会」「本宮市社会教育委員の会議」「本宮市図書館協議会」「本宮市幼稚園・保育所・学校図書担当者会議」などの場で計画の進捗状況報告、提言・意見・要望を求めながら、実施を進めてまいります。また、庁内においても関係各課ともその都度連絡・調整を図りながら、子どもの読書活動の推進に取り組んでまいります。